

三木市賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により締結（公告）された、賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

令和6年1月22日

三木市農業委員会

基盤整備地域 田（水稻）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ件数
三木・久留美地区	12,500 円	15,000 円	6,000 円	24
別所地区	7,700 円	14,000 円	5,000 円	23
志染地区	13,000 円	20,000 円	6,000 円	19
細川地区	9,000 円	12,000 円	5,000 円	24
口吉川地区	11,700 円	17,000 円	6,000 円	40
吉川地区	12,200 円	15,000 円	6,000 円	56